

発信者情報開示の在り方に関する研究会
ISP事業者ヒアリング資料
(2020.9.30)

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)
理事・行政法律部会副部会長 野口尚志

JAIPAについて

JAIPAについて

(沿革)

- ・前身は「日本地域プロバイダー協会」(1997年)
- ・1999年「日本インターネットプロバイダー協会」設立
- ・2000年 郵政省(現総務省)の許可により法人化

(会員)

- ・正会員145社(2020年9月)
- ・ISP(アクセスプロバイダ)は大手, 地域系, CATV幅広く加入
- ・ホスティングプロバイダ, システム開発会社なども加入
- ・発信者情報開示で話題の「コンテンツプロバイダ」は多分いない
→私たちは主に, ISP事業者の業界団体

JAIPAについて

(活動)

- JAIPAの活動は部会がメイン
地域ISP部会, 行政法律部会, クラウド部会,
インターネットユーザー部会, 女性部会, モバイル部会
- 技術に特化しているわけではなく, いろいろな分野の人がビジネスや政策など横断的なテーマで情報交換する部会が多い

ISP事業者での対応の現状

開示請求件数の動向

- ・ 2017年→2018年→2019年で、年1.5倍ずつのペース
- ・ 訴訟も訴訟外も増えている。
- ・ 判明する限りでは、名誉毀損やプライバシー侵害が多い。

※複数の会員に聞き取りをした概ねの傾向です。

※紛争の件数などはどこの会社も公にできないため、漠然とした報告をご容赦ください。

ISP事業者の対応

- ・ISPに発信者情報開示請求が届いた場合、法律に基づき意見照会を行う。
- ・意見照会で同意の返事がない限り、たいていの場合は不開示としている。（P2Pのデッドコピーなどは裁判外の開示もある。）
- ・訴訟では、発信者から積極的な意見がなくても、違法性阻却の可能性などについて、ひととおりの主張をしている場合が多い。
 - ISPの場合、コンテンツの発信そのものに利害はあまりなく、その内容についても評価できないので、積極的に真偽を確認したりできるわけではない。

「明らか」の判断について

- ・ISPが裁判外で発信者情報を開示できないのは、ISPにとって「明らか」と言い切れないから
 - 特に、発信者に意見照会して「不同意」と回答された場合、それを覆して開示するのは難しい。
 - ISPも客商売なので、お客さまセンタが最後まで「やはり自社の判断で出しました」と突っぱねきれるか？という判断も働く。
- ・そんなこんなで、ISPが「必要な手続きとしての訴訟」に委ねているのは本当。
 - 土管の中身を通る情報について、良い悪いの判断をする立場にない（さらにいえば、知らない）というのがもともとの立場。

内容について

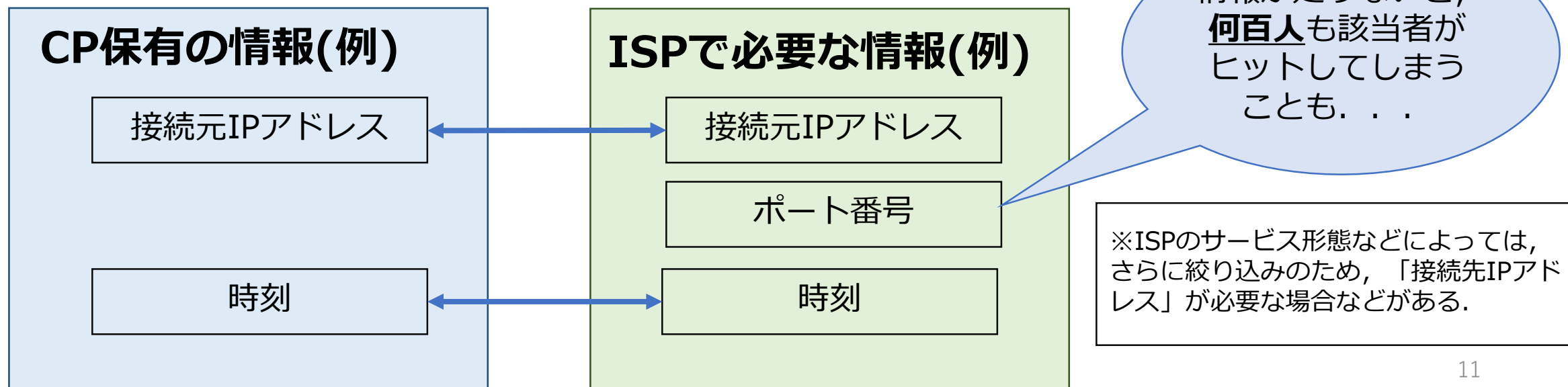
- ・いろいろ.
- ・誹謗中傷, 口コミサイト, 著作権侵害 . . .
- ・★1個の口コミなども開示請求がある.
- ・「これくらいで開示請求する?」と思うようなものも.
- ・意見照会は, 弁護士を付けてガチンコで対応する発信者もいる一方, 提出しない発信者もいる (差が大きい) .

経済的な話

- ・ISPとしても、もちろん好きで訴訟に委ねているのではなく、経済的にも大変な負担である。
- ・固定系ISPの場合、利用者1人の料金は月に1000円か2000円なので、弁護士費用まで用意して応訴するのは全く引き合わない。
- ・開示請求を受けるのはごくごく一部の利用者なので、そのために大きな負担を強いられることは、公益事業としては好ましくない。

技術的な話

- 1つのIPv4アドレスを複数の利用者が共用する事例は増えている。
(IPv4アドレスは枯渇していて、1人に1つ用意できない)
- ポート番号など、特定に必要な情報は増える一方、コンテンツプロバイダとの間でログに保存する項目はそろっていない。
- 当面、特定困難な事例は増えるのではないか。



毎日の負担の話

- ・ 件数の多いISPでは、実務の負担も重い。

(例)

- ・ 他社のIPアドレスと一緒に多数列挙されている。
- ・ 要件などが明確に書かれていない。
- ・ 開示請求書から意見照会書を作るとき、代理人からデータでの提供の協力を得られないと、手で打ち直すことも多い。

- ・ 意外とアナログ

※せっかく特別な非訟手続を考えているようなので、裁判所初の「オール電子主義」とかやってみたら. . .

裁判手続についてのコメント

匿名表現と通信の秘密について

- ・「住所氏名が伏せられている」のが匿名なら，SNSはみんな匿名。
- ・通信の秘密は，通信当事者（発信者）にとって何が守られるべき通信の秘密なのか，ということに基づいて考えるべき。
- ・発信者情報開示は，被害者にとっては差止めや損害賠償を求める手続の一段階にすぎない（その後に本丸がある）。
- ・ところが発信者にとっては，匿名での発信を続けられるか自体に，重大な利害がある（むしろこっちが本丸）。

今後の制度設計について（前提）

- ・ 発信者の手続保障を守ること、匿名表現の萎縮につながらないことは重要な前提.
- ・ 今でも、意見照会などを通じた発信者への威嚇を狙ったと思われる請求が少なくないことから、利便性の高い制度には濫用の歯止めが必要.
- ・ ISP事業者が発信者の利益を代弁する構図の場合、ISP事業者の負担軽減と、そもそも負担しきれない中小のISP事業者も多数あることへの留意が必要.

非訟手続について（期待）

- ・ 訴訟と異なり，一般の法務担当者が手続きを進められるのではないか。
- ・ 職権主義的な制度設計により，ISP事業者や発信者が十分反論できない場合でも，妥当な結論を出しやすいのではないか。
- ・ 発信者情報開示の特性に合った柔軟な手続きが設計できるのではないか。
- ・ 争点や証拠の重複が多い複数の手続きの一本化。

非訟手続について（懸念）

- ・ 発信者の主張が十分反映されないまま決まってしまうおそれはないか。

 - 対立の激しい事件は訴訟のほうがよいのでは。

- ・ 実効性のない中途半端な制度になってしまったら、結局訴訟ばかりにならないか。

 - 被害者側，発信者側双方が納得する制度が必要。

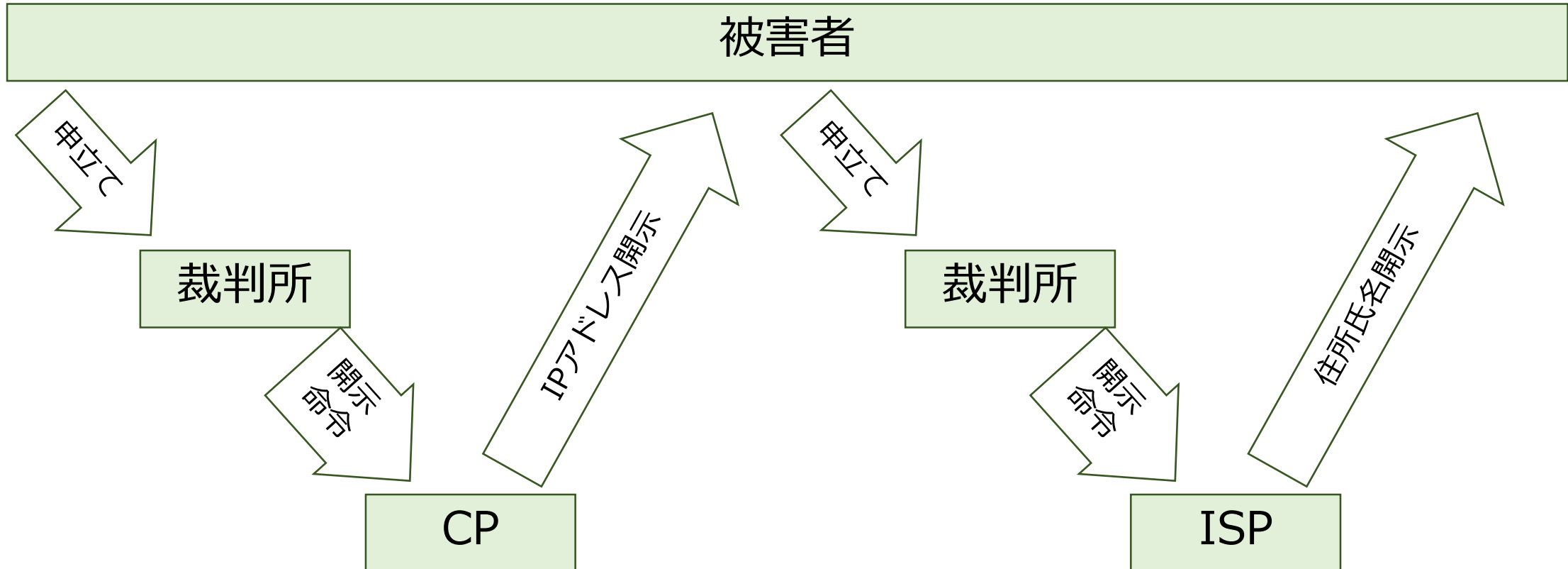
今後の制度設計について（本音）

- ・ISP事業者にとって、今のまま訴訟への対応を続けるのは、人員面でも費用面でも厳しい。
- ・事業者の中には「当事者から外してくれないか」という声まで。
- ・コンテンツが発信されることで利益を得ているコンテンツプロバイダ（特に口コミサイトなど）において、主体的に対応を行ってほしい事柄ではある。
- ・目立った主張もなく、「手続きのための訴訟」となっているような事件については、簡易迅速な手続に一定の期待が持てる。

新しい裁判手続における 発信者の特定作業について

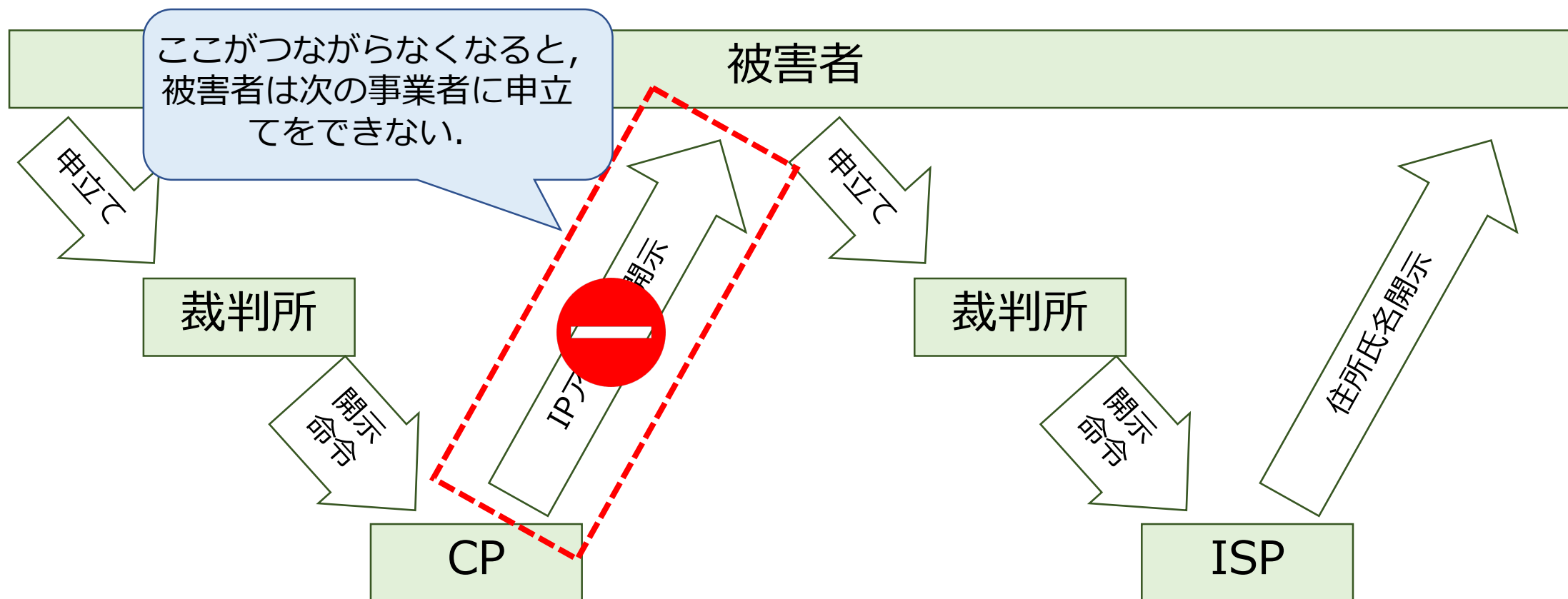
現状

- ・良くも悪くも，被害者側主導で手続きを進めている。



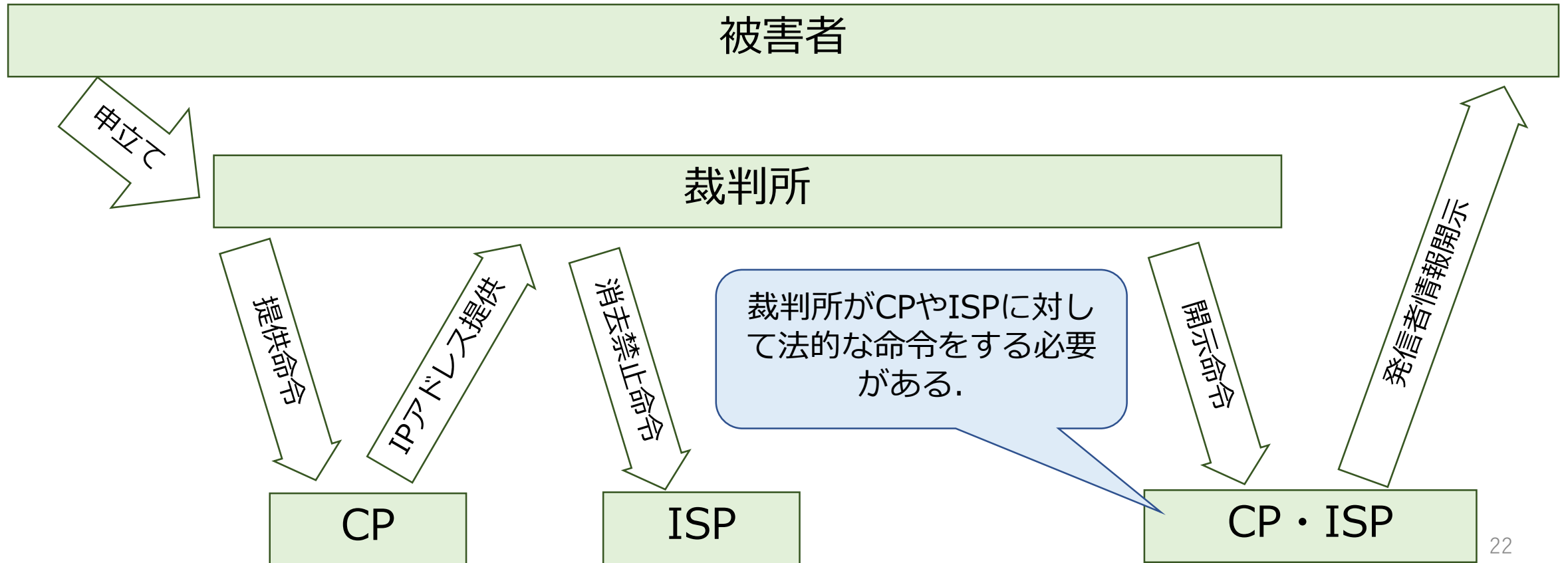
考えられていること

- ・被害者に発信者情報を伏せたまま，ログ保全をすることが考えられている。



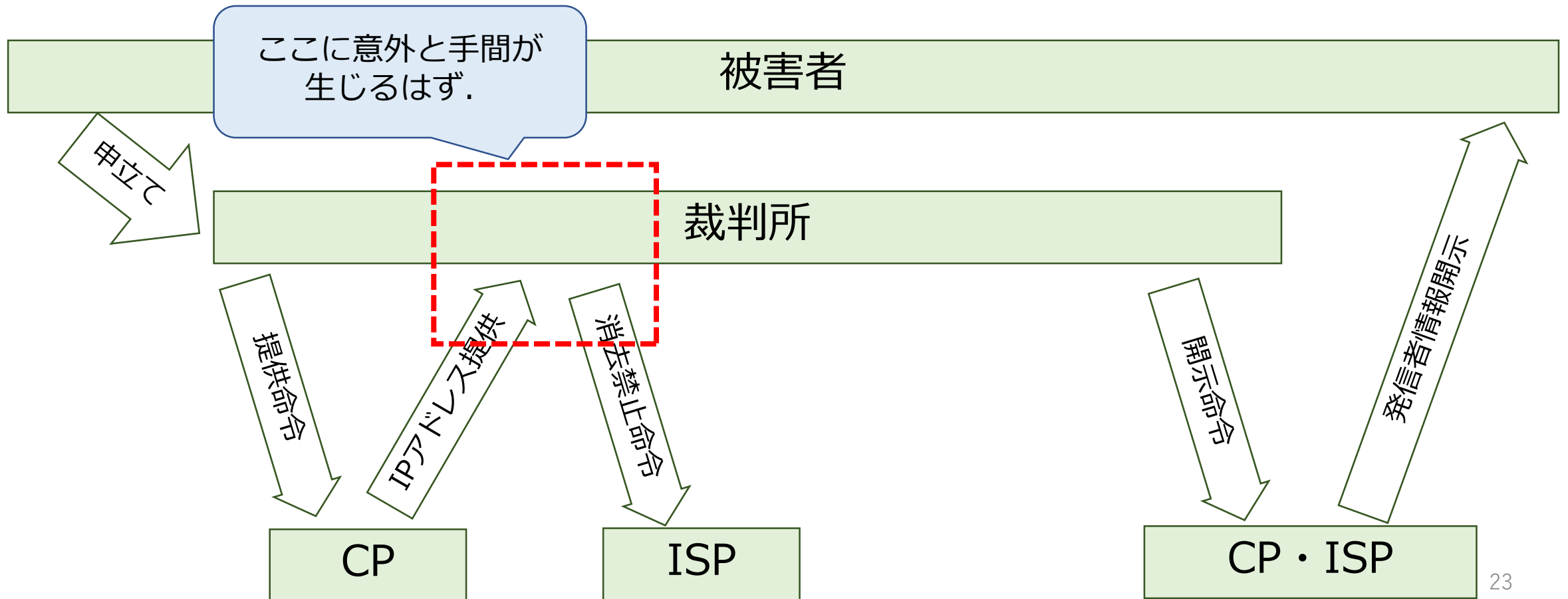
考えられる手続きの流れ

- ・ そうすると、例えばこのような流れが想定される。



想定される問題(1)

- ・ CPから提供される情報で，裁判所はISPに命令を出せるか



想定される問題(1)

- ・コンテンツプロバイダは、普通はIPアドレスを提供してくれる。

IPアドレス

タイムスタンプ

(ログの例)

```
203.0.113.200 - - [27/Sep/2020:04:09:32 +0900] "GET / HTTP/1.1"  
200 804 "-" "Mozilla/5.0 (Macintosh; Intel Mac OS X) Gecko/20100101  
Firefox/78.0"
```


想定される問題(1)

- ・ 裁判所が欲しいと思われる情報

被告(相手方) 1	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 住 所 (所在地) 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇丁目 〇 番 〇 号
	氏 名 (会社名・代表者名) 乙 山 三 郎 TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 勤務先の名称及び住所 被告2に同じ TEL - -
被告(相手方) 2	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 住 所 (所在地) 〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇丁目 〇 番 〇 号
	氏 名 (会社名・代表者名) 〇〇〇〇 株式会社 代表者 代表取締役 内 田 三 郎 TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 勤務先の名称及び住所 TEL - -

訴訟物の価額	円	取扱者
貼用印紙額	円	
予納郵便切手	円	
貼用印紙	裏面貼付のとおり	

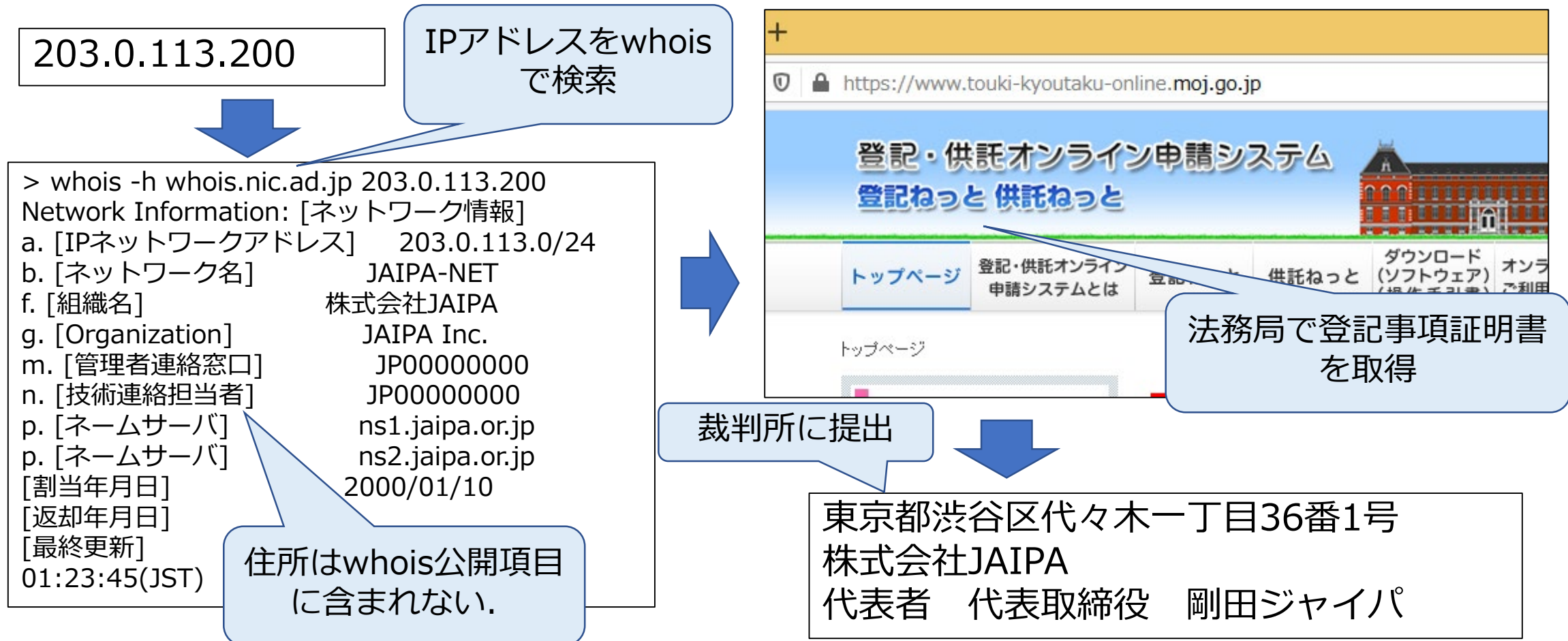
「被告（相手方）が会社であるときは、(略)登記事項証明書を見て、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書き(略)」

被告（相手方）の住所、氏名、電話やファクシミリ番号が分かっている場合はその番号を書いてください。被告（相手方）が会社であるときは、商業登記簿謄本又は登記事項証明書を見て、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書き、また、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。

(出典) 最高裁判所webページ「トップ > 裁判手続案内 > 申立て等で使う書式 > 民事訴訟・少額訴訟で使う書式 > 金銭支払(一般)請求」に掲載されていた訴状の記載例
https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_minzisosyou/syosiki_02_08/index.html

想定される問題(1)

- ・現在は被害者側がこのように間を埋めている（と思われる）。



想定される問題(1)

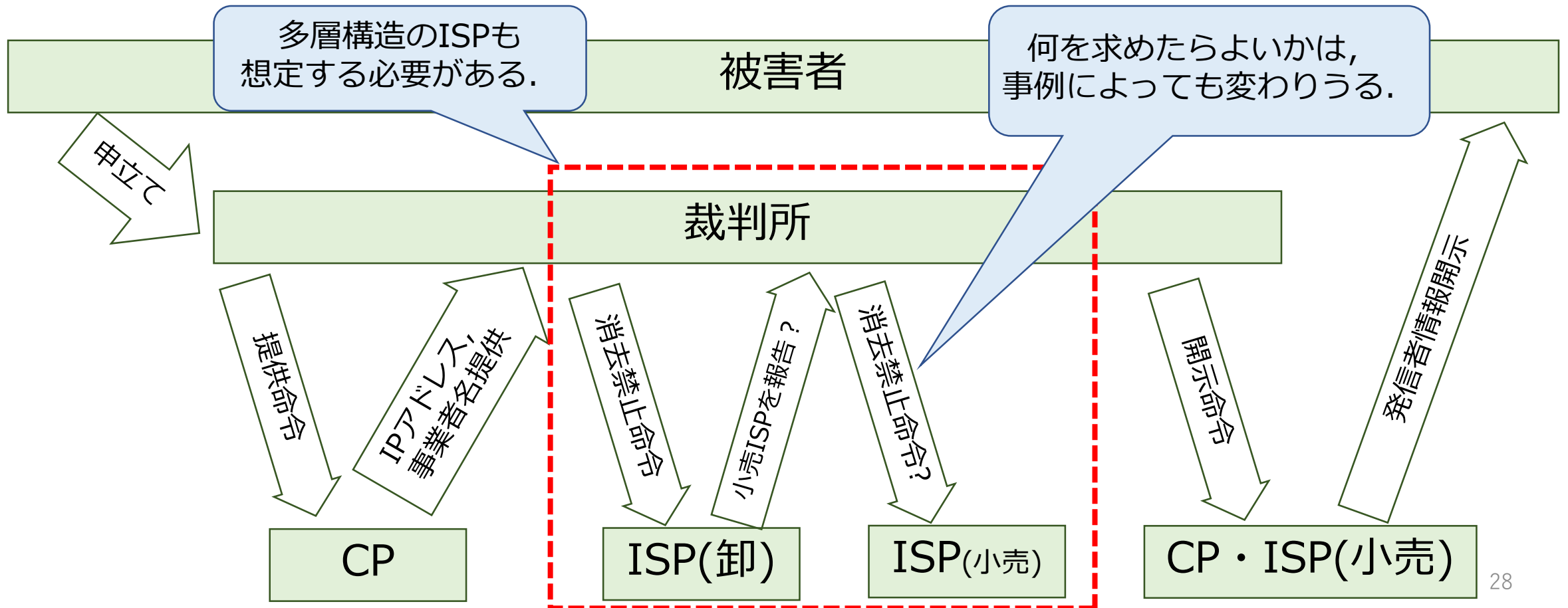
- 今の例は、比較的素直な例。
(IPアドレスの登録者 = ネットワークの運用者 =
開示関係役務提供者 = 開示請求の相手方)
- 被害者側ができないという前提にすると
 - 裁判官が職権でwhois
 - 裁判所の専門委員などが職権調査
 - CPがISPの名称・所在地を合わせて報告する

一番現実的な気がするが、裁判所が必要とする情報はおそらくwhoisだけでは集まらない、という問題は残る。(特に海外CPが迅速に対応できるか。)

- できるとは思うが、実務については意外と細かい調整が必要

想定される問題(2)

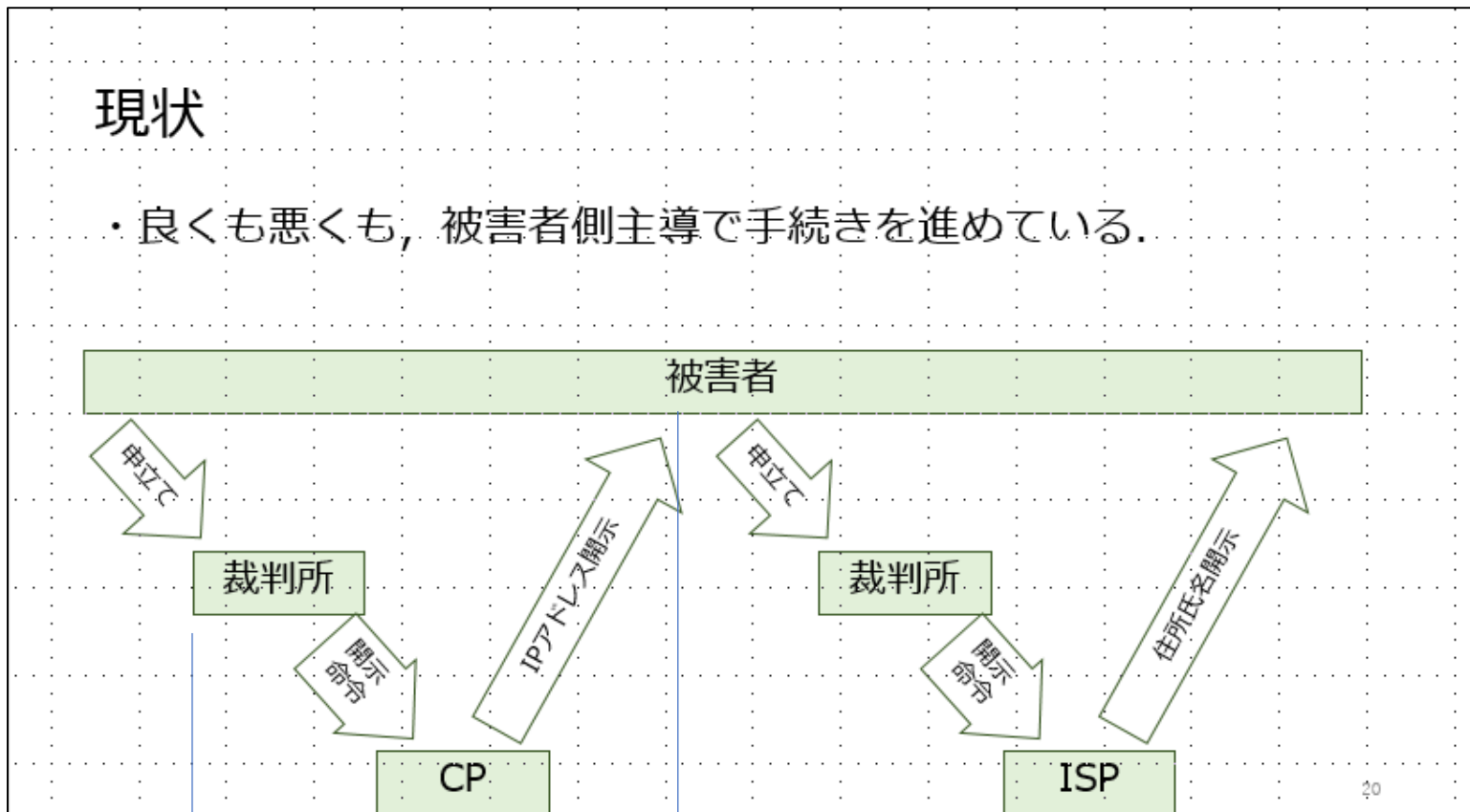
- ISPへの命令は1回で済むとは限らない。



想定される対応

- ・ 複数のシナリオを想定した命令
「発信者情報の消去禁止」 + 「発信者情報の保有者が別にいる場合は、その旨の報告」の命令など
- ・ 柔軟な組み合わせ
(例)CPへの開示命令→被害者側がISP事業者特定→ISPへの消去禁止・開示申立て など

気になる点



この部分の劇的な短縮が見込めないと，今の仮処分と比べて時間的なメリットが薄れてしまうのでは。

ISPから見た1つの方向性

新たな裁判手続に求められること

- ・表現の自由全般への萎縮を招かないこと
- ・発信者への手続保障の確保
- ・手続きの重複の排除
- ・ISPの負担軽減

例えば・・・

